

●入園後について

Q：子どもが食物アレルギーを持っていますが、給食はどうなりますか？

A：各保育園等により対応できる内容が異なりますので、事前にご希望の各保育園等にお問合せください。

Q：保育園等入園後に就労証明書等の提出はありますか？

A：年1回現況届をご提出いただきます。翌年度 4月から保育の必要性があるかを確認するためのものとなりますので要件に応じて就労証明書等を提出いただきます。

Q：保育園等入園後に転職する場合、継続して保育園等へ通うことはできますか？

A：週4日以上かつ1日4時間以上の就労であれば保育園を継続することができますが、月の就労時間が120時間に満たない場合には原則として短時間保育に変更となります。

なお、入園後3か月以内に申込み時の就労時間等を下回る変更があった場合には再審査となります。

Q：教育・保育給付認定が「標準時間」と認定された場合、毎日11時間の利用ができるのでしょうか？

A：保育の必要量については、保育の必要性の事由によって区分されています。実際の利用時間については保護者の就労時間など実態に応じたものになりますので、保護者が育児のための短時間勤務制度を利用している場合などは短時間保育での利用となる場合もあります。

Q：希望する保育園に入れなかった場合（第二希望以降に決まった場合）に転園申込みはできますか？

A：入園月の翌月から転園申込みができます。申込み期日は、希望月の前々月の11日（土日祝日の場合は翌営業日）から前月10日（土日祝日の場合はその前の営業日）となります。詳しくは保育園等利用案内の表紙をご覧ください。

Q：転園申込みをし、転園決定の連絡をもらいましたが、辞退して元の保育園を継続することはできますか？

A：転園が決定すると元の保育園等には、次に入園する方が決定しているため、転園決定後の辞退は出来ません。転園の必要がなくなった場合は、速やかに転園申込みの取り下げの連絡を子ども保育課にしてください。

Q：育児休業中に保育園を継続できますか？

A：母の出産に伴う育児休業中は、以下のような場合に限り、同一保育園等での一定期間の継続利用を認めることができるものとしています。期間については育児休業取得期間中となります。

① 保護者の事情による場合

母親の産後の状態、出産した同居家族の健康状態について勘案し、保育の必要性が認められる場合には継続在園ができることがあります。

② 児童福祉の観点による場合

- ・保護者の育児休業開始日において、次年度に就学を控えている児童(年長クラス)については、育児休業期間中の継続在園を認めます。
- ・3歳以上児クラスの児童については、当該地域に容易な受け入れ先がない場合に「当該児童についての施設長の意見」を勘案して、育児休業期間中の継続在園を認めるができるものとします。
- ・3歳未満児クラスの児童については、在園児童の発達上、環境の変化が好ましくないと思われる状況について「当該児童についての施設長の意見」を勘案して、育児休業期間中の継続在園を認めることとします。

Q：育児休業中に転園申込みできますか？

A：職場復帰をしない場合は転園申込みすることができません。

Q：里帰り出産を予定していますが、保育園を1か月以上休んだ場合には退園となりますか？

A：出産月の翌々月末までの期間内であって3か月を超えない場合には継続在園が可能です。ただし、保育園を休んでいる期間も保育料はお支払いいただきます。

Q：出産後に父が育児休業を取得した場合、保育園を継続できますか？

A：母の産後休暇の認定期間であれば、継続することができます。父母共に育児休業を要件とした利用はできません。

Q：現在2歳児クラスまでの保育園に通っていますが、3歳児クラス以降はどうすればよいですか？

A：3歳児クラス以降も保育の継続をご希望の場合は、改めて別の園への入園申込みが必要となります。その場合、入園審査の際に一定の調整を行います。（保育園等の入園を保証するものではありません。）

Q：市外に転出する場合、保育園を継続できますか？

A：転出をした年度内は利用調整なく、継続が可能です。翌年度以降については八千代市内に勤務先・通学先がある場合に点数を減点したうえで審査を行います。また、4月入園の審査は市民優先の観点から2次審査からとなります。審査は年度単位となるため、就学前まで残り続けられるとは限りません。

Q：保育料は公立と私立では違いますか？

A：月々の保育料は同じですが、園服費・教材費など別途費用がかかることがあります。また、時間外保育料は私立保育園等により異なります。

Q：2歳児クラスへの入園が決定しましたが、3歳の誕生日を迎えたら保育料は無料になりますか？

A：次年度4月（3歳児クラス）から保育料の無償化が適用されますので、2歳児クラスに在籍する年度内は所得に応じた保育料を支払っていただくこととなります。

Q：子どもの体調不良等で保育園を休んだ場合には、保育料は日割り計算されますか？

A：保育料については月単位で計算するため、お子さんが欠席されても減額はありません。

Q：母子（父子）家庭の場合、保育料は無料となりますか？

A：保育料は扶養義務者の市民税所得割額により算定することから、母子（父子）家庭であっても課税内容に応じて保育料がかかります。